

令和元年7月29日

一般社団法人 北海道猟友会会長  
天崎 弘 殿

北海道森林管理局長  
新島 俊哉

令和元年度狩猟期間 道内国有林における銃器による狩猟の取扱いについて（要請）

昨年11月20日に発生した貴会会員の猟銃の誤射による当局職員の死亡事故を踏まえ、貴会会員はじめ広く狩猟者に対して狩猟関係法令・ルールの遵守徹底を促し、もって再発防止を図る目的で、去る1月15日～3月31日までの間、道内国有林において銃器による狩猟を禁止したところである。

しかしながら、その間においても、国有林内においてエゾシカ残滓の放置や銃猟の痕跡が散見されたところである。また、7月8日に貴会から再発防止の取組状況について中間報告があったところだが、その中でも重要な位置づけにある銃猟経験の浅い会員を対象とした実猟研修は令和元年度狩猟期間に実施するとしており、未だ取組途上にある。

このように、貴会をはじめ狩猟関係者において、引き続き、銃猟安全対策を徹底する必要がある状況を踏まえ、令和元年度狩猟期間における銃猟入林について、以下の取扱いとすることとしたところである。

- ① 民間実施を含む各種森林作業が広く見込まれる平日については、銃器による狩猟を目的とした入林を禁止
- ② 土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）（以下「休日等」という。）は可猟。ただし、休日等においても、ハイキングなど一般入林や伐採等の森林作業が見込まれる区域は一般銃猟を禁止

ただし、エゾシカによる農林業被害が深刻な中、有害鳥獣捕獲は平日においても可能とし、積極的に対応することとする。

については、上記の取扱いについて、貴会会員に周知徹底を図るとともに、全国の都府県猟友会会員に対しても、大日本猟友会を通じて周知徹底が図られるよう要請する。

併せて、銃猟経験の浅い会員を対象とした実猟研修の実施状況など再発防止策の取組状況について、令和元年度狩猟期間終了後、速やかに報告されるようお願いする。

なお、令和2年度以降の対応については、貴会の再発防止策の取組状況等を踏まえて、あらためて関係機関で検討することとなるので留意願いたい。

貴会においては、再発防止策を遂行する中で、組織を挙げて事故の防止に全力で取り組み、会員一人々が安全な狩猟に徹することを、重ねて強く要請する。